

－ 教育活動報告 －

# 2020年におけるCOVID-19の状況と 看護学部の臨地実習への対応

Clinical training in the Faculty of Nursing during the Coronavirus Pandemic in 2020

臨地実習委員会

委員長 萩本明子<sup>1)</sup>

委員 小笠美春<sup>1)</sup>, 葉山有香<sup>1)</sup>, 山縣恵美<sup>1)</sup>, 川崎友絵<sup>1)</sup>,  
杉原百合子<sup>1)</sup>, 木村洋子<sup>1)</sup>, 和泉美枝<sup>1)</sup>, 片山由加里<sup>1)</sup>, 木村 静<sup>1)</sup>

Clinical training committee

Chairperson: Akiko Hagimoto

Committee Member: Miharu Ogasa, Yuka Hayama, Emi Yamagata, Tomoe Kawasaki,  
Yuriko Sugihara, Yoko Kimura, Emi Izumi, Yukari Katayama, Sizuka Kimura

## 1. はじめに

2019年12月末よりCOVID-19感染症が出現(WHO, 2020a; 内閣総理大臣, 2020), 拡大し, 1年が経過しても収まる気配は見えない(NHK, 2020)。看護系大学の多くは看護師国家試験受験資格取得が卒業要件となっており, そのためには, 病院施設等での実習を長期間必要としている。COVID-19は指定感染症になっており(内閣総理大臣, 2020), 2類感染症と同様の対応を必要とする感染症であり, 医療機関や保健所が対応の最前線となっている。看護系大学はその最前線である医療施設での実習を必要とし, この1年, 状況の変化に対応し続け, 何とか教育水準を保てるように最大限の努力を続けている。本学においても, 様々な状況変化の襲来を受け, その都度最善の対応ができるよう検討し, 学生にも我慢を強いつつ, 最大限臨地実習が行えるように努力してきた。しかし, 2021年1月上旬になってもいまだ収束する気配は見えず, 今後も状況に対応し続けていく必要がある。現状でCOVID-19状況下における臨地実習対応について振り返るには時期尚早ではあるが, 今後が生じてく

る変化に対応するためにも, 一旦, 今まで生じたこと, 対応してきた内容を振り返ることに意味があると考え, ここに報告する。

## 2. COVID-19とは

COVID-19(ウイルス名:SARS-CoV-2)は, コロナウイルスの一つである。ヒトに一般的な風邪症状を引き起こさせるコロナウイルスは従来, 4種類報告されており, 風邪の原因として10~15%(流行期には35%)程度を占めている(NIID国立感染症研究所, 2020a)。コロナウイルスは, 人だけでなく, 様々な動物に感染し, 多様な疾患を引き起こすことが知られているが, コロナウイルスの種特異性は高く, 種の壁を越えて他の動物に感染することはほとんどないとされている。しかし, 動物からヒトに感染し, ヒトからヒトへ伝播するようになった重症肺炎を引き起こすウイルスが2000年以降に発生しており, 2002年に中国広東省で発生した重症急性呼吸器症候群コロナウイルス(SARS-CoV)と, 2012年にサウジアラビアで発見された中東呼吸器症候群コロナウイルス(MERS-

1) 同志社女子大学看護学部 Faculty of Nursing, Doshisha Women's College of Liberal Arts

CoV) の 2 種類がある (NIID 国立感染症研究所, 2020a)。日本においては、現在までに、両者とも感染症者は 0 名で経過している。

COVID-19 は、ヒトからヒトに感染する 7 種類目 (重症肺炎を引き起こす 3 種類目) のコロナウイルスとなる。2019 年 12 月に中国湖北省の武漢市において、原因不明のウイルス性肺炎の患者の報告より始まり、3 カ月も要さずに世界中に感染が拡大した。原因ウイルスの SARS-CoV-2 は、SARS や MERS の病原体と同じ  $\beta$  コロナウイルスに分類される動物由来コロナウイルスと判明しているが、その宿主動物は、蝙蝠等の候補は上がっているもののいまだ特定されていない。世界各国の強力な対策にもかかわらず、いまだ流行抑制の兆しは見えておらず、2020 年 12 月 23 日までに世界で感染者数 78,011,432 名、死亡者数 1,717,055 名、日本ではそれぞれ 206,988 名、3,069 名に達している (NHK, 2020)。

### 3. 日本における COVID-19 の経緯

COVID-19 の現在までの経緯を見ると、2019 年 12 月中旬以降に中国湖北省の武漢市において、原因不明のウイルス性肺炎の患者が報告され、2020 年 1 月 9 日に WHO により新種のコロナウイルスの検出が発表された (WHO, 2020a)。その後、日本においても武漢市への渡航歴のある帰国者の肺炎発症が認められた。1 月 28 日には「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」(内閣総理大臣, 2020) が定められ、指定感染症となり、新型コロナウイルスという名称となった。同時期にチャーター機により武漢市から日本人の引き上げがはじまり、帰国後 2 週間以内の PCR 検査陽性者は 14 名と確認されている (NIID 国立感染症研究所, 2020b)。2 月に入ると、ダイヤモンド・プリンセス号内で COVID-19 の罹患が確認され、横浜港に寄港した。その状況はマスコミにより連日大々的に報道され、その対応方法などに賛否両論が巻き起こった。最終的には、搭乗 3713 名中 712 名が発症し、14 名の死亡が確認されている。また、外部から対策のために船内に入ったスタッフの内 9 名が感染した (NIID 国立感染症研究所, 2020c)。2 月 11 日には、暫定的な名称として使用していた 2019-nCoV(2019 novel coronavirus) を WHO は COVID-19 と命名、ウイルス名は国際ウイルス分類委員会が SARS (重症急性呼吸器症候群) を引き起こすウイルス (SARS-CoV) の姉妹種であるとして

「SARS-CoV-2」と名付けている (WHO, 2020b)。3 月 11 日には、いまだ中国が流行の中心ではあったが、世界中で累計患者数が 12 万に迫り、4000 名以上が死亡し、WHO はパンデミックを宣言した (WHO, 2020c)。

現在までの日本における流行の推移をみると、中国及び欧米からの流入により 1 月 16 日から 5 月 31 日までに第 1 波が起こり、感染者数 16,784 名、死亡者数 900 名に達している (鈴木, 2020)。第 2 波は、6 月 1 日から 8 月 19 日までであり、感染者数 41,472 名、死亡者数 219 名であった。第 2 波では死亡率が 5.4% から 0.5% に減少している。この理由として、医学的知見の蓄積による治療法の確立、発症から入院までの日数短縮などもあるが、感染者に占める 70 歳以上の割合が第 1 波 20.3%、第 2 波 8.8% となっており、感染者の致命率が、8 月 30 日までの累積で 70 歳未満 0.4%、70 歳以上 16% (9 月 2 日までの直近 1 カ月でそれぞれ 0.2%、8.1%) と高齢者が圧倒的に高いためと考えられる (厚生労働省, 2020a; 斎藤・浅井・松永他, 2020)。

政府の取り組みとして、新型コロナウイルス感染症対策本部が設置され、2 月 25 日に新型コロナウイルス感染症対策の基本方針、3 月 28 日に新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が決定された。また、新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーボード、新型コロナウイルス感染症対策分科会、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議などが設置され、緊急事態宣言の決定、経済対策や補正予算策定、医療機関への支援などが実施されている (厚生労働省, 2020b)。2 月 28 日には、3 月 2 日からの春季休業開始日までの小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業の通知 (文部科学省, 2020a)、3 月 24 日に東京五輪・パラリンピック開催日の延期の発表が出され、4 月 7 日に東京、埼玉、神奈川、千葉、大阪、兵庫、福岡、4 月 16 日に全国に拡大して緊急事態宣言 (特措法 32 条)(4 月 7 日から 5 月 25 日まで) が発令されている (内閣官房, 2020)。小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等の学校再開については、「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」(文部科学省, 2020b) により、各都道府県の感染状況によって対応が異なり、4 月中旬から 6 月頃まで様々であった。その他にも、全国高校野球選手権大会など各種大会などの中止が相次いだ。対策と

しては、6月19日接触確認アプリCOCOAリリース、7月22日GOTOトラベルキャンペーン開始、世界各国でのワクチン開発の加速などがおきている。11月に入り第3波が到来し、気温の低下とともに新規陽性者数が増加している状況であり(NHK, 2020)、12月下旬にはGOTOトラベル中止、年が明けた1月上旬には再度、緊急事態宣言が発令されることとなった(内閣官房, 2021)。各国でワクチンの接種が開始され、その動向に注目が集まっており、日本においても準備が進んでいる(厚生労働省, 2020c)。

#### 4. COVID-19の臨床像

感染経路として、飛沫感染が主体であり、接触感染もあると考えられている。エアロゾル感染の報告もあるが、主な感染経路としての確定はなされていない。潜伏期は1～14日(5日がピーク)であるが、感染可能期間は発症2日前から発症後7～10日程度と発症前から感染性があり、発症直前の感染性が強いとされている(診療の手引き検討委員会, 2020)。また、COVID-19患者の50%以上は無症状の感染者から感染(無症候性感染者からの感染が24%、発症前無症状者からが35%)し、感染力は感染後5日前後が最もピークであると推定されるとも報告されており(CDC, 2020a; CDC, 2020b)、無症状であっても感染力を持つことが他の感染症との大きな違いであり、市中感染拡大の原因となっている。

COVID-19の初期症状は、風邪症状に酷似しており、頻度の高い症状は発熱、咳嗽、倦怠感、呼吸苦である。その他の症状として、下痢、味覚症状や嗅覚症状なども約10～20%程度出現している。発症後の経過は、約80%が1週間程度で軽症のまま治癒するが、発症7～10日後に約20%が肺炎症状増悪、10日以降に約5%が重症化、2～3%が死亡するとされている。高齢者、悪性腫瘍、肺疾患、糖尿病、慢性腎臓病、高血圧、肥満などが重症化因子と言われており、重症患者の合併症として、呼吸不全、血栓塞栓症、サイトカインストームなどが報告されている(診療の手引き検討委員会, 2020)。重症呼吸器不全患者には、呼吸機能低下への支持療法としての人工呼吸器とECMO(Extracorporeal Membrane Oxygenation: 体外式膜型人工肺)が必要であり、習熟した技術と知識、かなりの人員と労力を必要とする(厚生労働科学研究費補助金(新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業)「新興・再興感染症のリスク評価と危機

管理機能の実装のための研究」分担研究班, 2020)。さらに、急性期を過ぎた後に倦怠感や呼吸苦などの後遺症が約6～9割の患者に残るとも言われている(診療の手引き検討委員会, 2020)。

#### 5. 大学教育に関わるCOVID-19に関連した文部科学省、厚生労働省、総務省などからの連絡事項及び調査結果

2020年1月24日に通達があった「手洗いなどの感染対策を含めた注意喚起の事務連絡」を皮切りに、文部科学省、厚生労働省、総務省などから各種事務連絡、要請が矢継ぎ早に周知された(高橋, 2020)。1・2月には、感染症対策の注意喚起、感染罹患者の出席停止、臨時休業などの取り扱いの連絡事項があった。さらに、3月以降には困窮学生への支援についての連絡事項があった。4月に入ると、新学期開始や緊急事態宣言を受けて、遠隔授業の活用、通信環境の確保についての連絡事項とともに、遠隔授業などのニーズに対応するため、平成30年改正著作権法による授業目的公衆送信保証金制度が前倒して4月28日から施行された(文部科学省, 2020c)。この制度は、ICTを活用した教育における著作物利用の円滑化を図ることを目的に、2018年の著作権法で改正された制度である。改正前の制度では、学校等の教育機関においてオンデマンド型の遠隔授業時に著作物を使用する際には、個別に権利者の許諾を得ることが必要であった。しかし、この制度改正によって、教育機関の設置者が補償金を支払うことで、他者の著作物を用いて作成した教材を学生の端末へ送信したり、サーバーにアップロードしたりすることなどが、授業過程で利用するために必要と認められる限度において、無許諾で使用できる制度である。6月5日には3月以降の事務連絡をまとめて整理した「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン」が周知され(文部科学省, 2020d)、7月に入ると、2020年度後期授業に関することや、次年度の授業実施に関する連絡事項について周知されている(高橋, 2020)。

現状調査として、4月13日、4月23日、5月13日に「新型コロナウイルス感染症対策に関する大学等の対応状況」(文部科学省, 2020e; 文部科学省, 2020f; 文部科学省, 2020g)、5月27日、6月5日、7月17日には「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた大学等授業実施状況」(文部科学省, 2020h;



文部科学省, 2020i; 文部科学省, 2020j), 9月15日に「大学等における後期授業の実施方針の調査について」(文部科学省, 2020k)の調査結果が公表された。調査結果を見ると, ゴールデンウィーク明けの5月12日の時点で授業開始の延期を決定もしくは検討していた大学86.9%, 遠隔授業の実施・検討10.7%, 例年通り授業実施1.0%であった(文部科学省, 2020g)。新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた大学等授業実施状況では, 5月20日の段階では, 授業を実施している大学は80.4%となっており, その内訳は面接授業3.1%, 遠隔授業90.0%, 面接・遠隔を併用6.8%とほとんどが遠隔授業であった(文部科学省, 2020h)。7月1日の段階では, 授業を実施している大学は100%であり, その内訳はそれぞれ16.2%, 23.8%, 60.1%と面接授業の割合が増加していた(文部科学省, 2020j)。後期授業に関して8月25日から9月11日に実施された調査結果を見ると, 全授業を対面予定19.3%, 対面と遠隔の併用80.1%とほぼすべての大学が対面授業を実施予定であると回答していた。対面と遠隔の併用の内訳をみても, ほとんど対面20.4%, 7割対面11.1%, 半分対面25.0%と約6割が半分以上で対面を計画していた。その他, 新入生対応として, 学習面でのサポート53.5%, 人的交流機会の設定67.6%, 生活面での相談強化69.9%と多くの大学が措置を講じていた(文部科学省, 2020k)。

## 6. 同志社女子大学におけるCOVID-19対応の推移

本学ではCOVID-19の流行拡大を受け, 迅速に対応し, 意思決定を一元化するため, 学長を本部長とした緊急対策本部を設置し, 対応を検討, 様々な施策を実施している。具体的には, COVID-19の流行が徐々に拡大する中, 2020年2月末頃からの退官教授の最終講義や講演会などの中止が決断されるようになり, 卒業式・修了式・学位授与式の式典, 入学式が中止された。新入生オリエンテーションも最低限の項目のみに絞られた。感染拡大と緊急事態宣言及び, 文部科学省からの通達を受け, 新型コロナウイルス感染拡大予防マニュアルの策定と周知, 学生のキャンパス内への入構禁止, 図書館などの学内施設が閉鎖され, 対面授業が禁止となり, 講義や会議などほとんどすべてがオンラインでの対応に変更を余儀なくされた。また, 経済的困窮学生に対する経済的支援制度も緊急支援措置

として各種講じられた。第1波の収束後, 学生のキャンパス内への入構や対面授業開始に関して検討がなされたが, 再度の新規感染者数の増大(結果として第2波の襲来)もあり, 最終的には, 春学期にわたって原則禁止となった。対面でなければ目的を達することができない実習や演習, 実験など限られた科目のみ, 新型コロナウイルス感染拡大予防マニュアルを厳守することを条件に6月下旬頃から許可制で可能となり, 学生のキャンパス内への入構も事前申請の上で行われる結果となった。課外活動については, 7月1日より, 感染防止対策に徹底して取り組むことができる本学公認団体に限り申請制で課外活動の再開を認めている。8月末には第2波が収束したこともあって, 秋学期からの授業形態は, 一定規模以上の授業以外は対面での実施が再開されることになり, 9月17日には入構制限も解かれることになった。秋学期の開始にむけて, 入学式に代わる新入生向け行事として「入学記念の会」の学部ごとの開催, 感染拡大防止に向けた「Be Handsome キャンペーン」など準備が進められ, 秋学期は学年暦通りに開始でき, 1月上旬現在まで, 新型コロナウイルス感染拡大予防マニュアルを厳守しつつ, 一部の講義を除いて対面で行うことができている。しかし, 例年であれば行われていたスポーツフェスティバルの開催中止, 卒業式・修了式の規模縮小が決定され, 大学祭は規模を縮小し, オンライン形式を併用しての開催となった。幸いにも1月上旬までに, 学内での感染は生じていない(同志社女子大学, 2020)。

## 7. 看護教育に関わるCOVID-19に関連した文部科学省, 厚生労働省, 総務省などからの連絡事項及び調査結果

「4. 大学教育に関わるCOVID-19に関連した文部科学省, 厚生労働省, 総務省などからの連絡事項及び調査結果」で述べたとおり, 2020年1月下旬には文部科学省, 厚生労働省, 総務省などから各種事務連絡, 要請が周知されはじめた。看護教育に関する事務連絡の一番初めは, 学校によっては実習中止や休講等の対応が出はじめ, 単位認定を含む学校運営や国家試験受験資格取得に問題ないか学校側から文部科学省や厚生労働省に疑問が投げかけられ始めた2月28日の厚生労働省, 文部科学省からの事務連絡である「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等各学校, 養成所及び養成施設等の対応について」である(文

部科学省・厚生労働省, 2020a)。連絡内容として、実習や演習に関して COVID-19 対応により修学の差が生じないように配慮することや、対応が難しい場合には必要最低限の教育体制を整えれば差し支えないこと、実習の中止や休講があっても時間割変更や補習授業、オンラインでの対応などにより必要な単位もしくは時間を履修していれば受験資格取得に問題ない旨が記載されていた。その後の事務連絡は、緊急事態宣言下で多くの学校が実習中止やオンラインでの対応を余儀なくされていたが、緊急事態宣言解除後に徐々に再開も見られ始めた時期の6月1日に2月28日の更新版である「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等各学校、養成所及び養成施設等の対応について」が周知された(文部科学省・厚生労働省, 2020b)。2月28日の事務連絡に追加し、実習施設の変更や年度をまたいだ実習計画変更など実習施設代替を検討しても困難な場合には、演習や学内実習などにより必要な知識や技能習得で対応しても差し支えないこと、今後の実施結果調査に向けて変更などについて整理しておくことが記載されていた。また、COVID-19による実習中止や短縮の長期化が想定されたことから、6月22日には「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う看護師等養成所における臨地実習の取扱い等について」が周知された(厚生労働省, 2020d)。実習受け入れ可能となった場合は、感染症対策を講じ、実習内容を精査し実習施設の負担を抑えた上で、可能な限り臨地での実習を実施すること、多様な場を活用することが周知された。その他、看護師養成所及び准看護師養成所における取扱いの項目において、最終学年であれば、臨地実習での学修を経験していることから、臨地での実習時間が全く確保できない状況であっても学内にて3事例程度の看護過程展開を通じた学修で実習目標を達成できれば差し支えない事が記載されていた。

「新型コロナウイルス感染症に関する医療系・福祉系学部(学科)における臨床実習などの実施状況調査結果」における学士課程の看護師学校の結果を見ると(高橋, 2020)、臨地実習の実施状況は、4月20日時点では、予定通り実施7%、代替措置にて実施14%、休講中60%、不明19%であったが、7月1日には再開を含む実施中は45%、今後開始予定43%、休止12%と実施割合が増加していた。しかし、臨地実習代替措置の有無では92%が代替措置を取っており、その内訳としてオンライン25%、学内実習・演習28%、複数組み合わせ35%、その他(延期、オンデ

マンド、事例学習、レポートなど)12%であった。

## 8. 日本看護系大学協議会及び日本看護協会における看護教育に関わる対応と看護系大学への調査結果

日本看護系大学協議会では、新型コロナウイルス感染症の対応と情報提供のWEBページを設け、各省庁や各種学会、大学などから提供された情報や、出版社などからのオンライン教材の無料公開情報を取りまとめて周知するとともに、自民党や各省庁への要望書提出などを行っている(一般社団法人日本看護系大学協議会, 2020a)。また、2020年3月上旬、3月末、8月上旬、10月に会員校を対象に状況調査を実施している(一般社団法人日本看護系大学協議会, 2020a)。3月の結果では、会員校287校中(2020年5月現在)117校が回答しており、2019年度の看護師免許に係る実習に関して75.9%は予定通り実施できていたが、約4分の1は実習方法の変更もしくは実施できなかった結果となっていた。また、2020年度の授業や学歴に関して88.9%、講義72.6%、学内演習49.6%、実習48.9%が変更ありとの回答であった。8月の調査では、2021年3月に卒業予定の4年生における臨地実習についての調査が行われており、222校が回答し、4~7月に実習計画のあった207校(695科目)のうち、計画通り実施できた科目は1.9%であり、74.1%がすべて学内に変更、計画を変更して臨地で実習18.8%、8月以降に延期5.2%であった。10月には、9月以降に開校する実習科目への影響を調査しており、大学代表者への調査には246校が回答し、実習の見通し・計画では2140科目の内83.4%が変更予定、変更なしはわずか15.7%であった(一般社団法人日本看護系大学協議会, 2020b)。実習の見通し・計画が変更予定と回答した科目の内、臨地の日数や時間短縮79.8%、臨地での実習時期の変更・延期39.0%となっていた。変更の具体的な内容は、実習施設変更36.4%、学内実習へ変更78.7%、遠隔実習へ変更42.3%であった。臨地実習に向けての学生指導内容を見ると、感染拡大地域への移動、課外活動、行事や集会、アルバイト、集団での飲食の自粛、健康状態と行動記録のチェックと報告、陽性者や濃厚接触者との接触の報告、マスク着用や手洗いの推奨など9割を超える学校が実施していた。PCR検査の実施と証明書報告においても約半数の45.5%の大学が指導を行っていた。実習科目責任者への調査では、250校が回答

し、実習内容・方法の変更決定時期は、1289科目中、開講1か月以上前が48.3%と最も多かったが、1～2週間前11.9%、直前8.4%、開講中5.7%など、直前での変更を余儀なくされている科目も4分の1強存在していた（一般社団法人日本看護系大学協議会、2020c）。変更の主たる理由は大学・学部・学科の方針33.3%、実習施設の方針39.4%であった。学修体験の格差を是正する対応ができていない科目は50.0%であり、対応内容も学生間の体験の共有が最も多く、対応しきれていない現状が浮き彫りになっていた。10月の調査は11月6日までが回答締切りであり、第3波の影響をほとんど受けていない状況での回答結果である。各大学の臨地実習の状況が第3波の影響を受け、さらに厳しい状況を強いられていることは想像に難くない。

日本看護協会では、新型コロナウイルス感染症関連情報の中に、看護教員向けのWEBページを設け（公益社団法人日本看護協会、2020）、各省庁からの関連通知を取りまとめて掲載するとともに、各省庁への要望書提出などを行っている。また、11月6日には「臨地実習に必要な感染対策－準備編－」、「臨地実習に必要な感染対策－実践編①－」の動画を掲載した（公益社団法人日本看護協会、2020）。準備編では、学生が感染しない、感染させない臨地実習のために必要な準備について、実践編①では、病院での実習中の一日の流れに沿って必要となる感染対策や学生指導のポイントについて紹介している。

## 9. 本学部における COVID-19 対応の推移と状況

### 1) 2019 年度

本学部では、秋学期の臨地実習は、3年生が履修する各専門看護科目の領域実習（成人急性期看護、成人慢性期看護、精神看護、ウィメンズヘルス、小児看護、高齢者看護、在宅看護）（以下、科目別実習とする）が行われる。COVID-19は1月に入ってから話題になるようになったが、2月頃までは、各領域は不安を抱えながらも予定通り実習を実施していた。しかし、2月中旬頃からCOVID-19による看護系大学や専門学校の実習受入中止に関する話題が囁かれるようになり、本学でも情報収集に努め、学外の臨地実習に関する対応を検討した。実際、京都府内のいくつかの施設で実習受入中止になったとの報告があがった。本学では、感染管理に努めるとともに、実習施設と相談の上、可能な限り学外での臨地実習を継続することを決定し

た。2月下旬に2領域にて、実習中に学生の発熱などの体調不良が生じた。学生のCOVID-19やインフルエンザ感染は否定されたが、1領域では実習施設での診察及び保健所との相談を経て、当該学生は自宅療養とし、他学生は予定通りに施設実習を継続した。自宅療養となった学生は後日、学内で補習を行った。1領域では施設実習を中止し学内実習で対応する必要が生じた。その他にも2領域で3月からの実習が学内実習対応となるなど、感染状況が急激に変わる中、対応を余儀なくされた。結果、2019年度の各専門看護科目の実習は、4領域は当初の予定通り、3領域で3月からの実習が学内実習になるなど予定変更が生じた。

## 2) 2020 年度

### (1) 春学期

3月に入り、COVID-19の流行が拡大し、4月上旬には緊急事態宣言が発令された。本学部では、春学期の臨地実習として、4年生が履修し全領域が担当する看護実践総合実習（6～7月）、1年生の基礎看護学実習Ⅰ（7月）、2年生の基礎看護学実習Ⅱ（8月末～9月）が行われる。その他、選択科目として、養護教諭Ⅰ種免許取得のための養護実習（4年次）、保健師国家試験受験資格取得のための公衆衛生看護学実習Ⅰ（4年次）がある。本学部では、引き続き、実習施設や他大学の状況、文部科学省や厚生労働省からの通知などの情報収集を行い、対応の検討を行った。4月中旬の段階で、実習施設の多くが実習受入中止の決定を行っていたことから、4月下旬に看護実践総合実習、基礎看護学実習Ⅰは学外施設での実習を断念し、オンライン、オンデマンドを中心の実習を行う決定を行った。看護実践総合実習に関しては、実習時期を予定通りの6月末～7月上旬とし、ぎりぎりまで学内演習の可能性を探ることとし、基礎看護学実習Ⅰでは、秋学期に病院見学の可能性を探ることとなった。基礎看護学実習Ⅱは、実習時期が8月末開始だったことから5月まで検討を重ねたが、結果、学外施設での実習は行わず、オンライン、オンデマンドを中心とし、学内演習の可能性を残すこと、さらに、秋学期に病院見学の可能性を探ることとなった。実際には、6月に入り第1波の流行が落ち着き、看護実践総合実習及び、基礎看護学実習Ⅱでは学内演習を交えた実習を行うことができた。公衆衛生看護学実習Ⅰにおいても春学期の実習受入れが中止となったため、新たに開拓した保健関連施設での実習に加え、学内演習、オンライン学習で対応した。養護実習は秋学期に延期となった。



学内演習に際しては、学内対面授業計画案を教務課に提出するとともに、本学で策定された新型コロナウイルス感染拡大予防マニュアルの遵守、フェイスシールドの人数分確保、学内入構学生数調整を他学部と行うなど準備を進めることで大学からの許可が得られた。

## (2) 秋学期の実習に向けての準備・対応

### ①各種指針、マニュアルの作成

6月頃から徐々に臨地実習を予定している施設から実習を受け入れる方向で調整するとの通知や、少なくとも検討中であることの報告が得られていた。しかし、COVID-19の感染は今後も長期に継続することが確実であった。また、冬期になり気温や湿度の低下に伴い、感染拡大リスクの増大が見込まれること、秋学期には科目別実習が10月から翌年の3月まで長期にわたって実施予定であることから、COVID-19への対策を検討していく必要性があった。そこで、看護師国家試験受験資格取得のために必要な臨地実習に係る全領域から委員が選出されている臨地実習委員会を中心に検討を重ねた。

COVID-19の潜伏期間、感染可能期間を考慮するとともに(厚生労働省, 2020e; 診療の手引き検討委員会, 2020; 文部科学省, 2020d), 他の看護系大学や実習施設での取り決めなどを参考に、臨地実習2週間前から感染管理を徹底する必要があることを共通認識とした。その上で流行に地域差が大きい事や濃厚接触者の定義を考慮し、感染を予防するために必要な行動制限や出現しやすい症状の検討を行った。発熱の基準や起こりやすい症状の厳選に関しては、情報収集した病院や大学によっても基準が異なり、臨地実習委員会でも意見が分かれた。各領域が依頼している臨地実習先は多岐にわたり、一律では対応できない現状もあり、議論の上、最も厳しい案を基準とし、各領域が臨地実習先とも相談の上、柔軟に対応し、密に情報共有することとした。上記の議論を基に教員や学生の感染対策やそのための行動制限について「新型コロナウイルスに関する看護学部の行動指針」(以下、行動指針とする)としてまとめた(資料1)。また、教員や学生の日々の行動や体調を厳密に管理するため、濃厚接触者の定義(厚生労働省, 2020e)から15分以上の滞在を条件とした行動履歴や、出現しやすい症状(厚生労働省, 2020e; 診療の手引き検討委員会, 2020; 文部科学省, 2020d)を中心に日々の体調履歴を記録する「行動記録票」「健康記録票」(資料2)を作成す

るとともに、上記を遵守することを誓約する誓約書「新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応に関する誓約書」(以下、誓約書とする)を作成した。さらに、実際に濃厚接触者や体調不良者、COVID-19の陽性者、陽性疑い者が発生した場合の対応をフローチャートとしてまとめた「COVID-19感染拡大防止のためのフローチャート」(以下、フローチャートとする)(資料3)、学内での連絡体制「臨地実習新型コロナウイルス陽性者・濃厚接触者発生時の連絡体制」(資料4)を作成し、臨地実習開始に備えた。実際に、各領域はこれらの指針や資料を基に臨地実習依頼先と具体的な依頼や打合せを行い、どの施設(依頼や打合せの時点で実習可能であった施設)からも了承を得られた。

### ②必要な物品や教材の準備

実習に向けて、COVID-19対応のため必要と思われる各種消耗品を選定し、学生に購入を指示する物品、各領域で準備する物品を検討するとともに、予算確保を行い、購入した。具体的には、学生にサージカルマスクや速乾性手指消毒薬の準備を指示することとしたが、速乾性手指消毒薬については一定量を看護学部で一括して購入し配布することも決定した。その他、非接触型体温計や消毒剤含有のクロス、ディスプレイ手袋など様々な消耗品を購入した。さらに、感染流行状況によっては、施設での臨地実習が中止となることも考えられたため、学内実習になった場合に必要な教材なども検討し、オンデマンド教材の契約など準備を進めた。

### ③学生への通知

3年生には、臨地実習委員会が7月中旬に実施する科目別実習のためのオリエンテーション①において、検討途中であった行動指針を考慮に入れつつ、口頭にて臨地実習2週間前から求められる行動や感染管理、サージカルマスクや速乾性手指消毒薬の準備の必要性などを説明するとともに、判断に困る場合や体調不良時には必ず担当教員に連絡するよう指示した。9月上旬には、学生に「行動指針」「健康記録票」「行動記録票」を注意事項と共にメールにて周知し、科目別実習直前で実施されるオリエンテーション②の開始2週間前から行動指針を遵守し、「健康記録票」「行動記録票」を記載するよう指示した。学生からは、アルバイトの継続や就職説明会の参加の是非などの問い合わせがあり、その都度、臨地実習委員会及び学科主任を中心に検討し、当該学生及び学生全体に通達、説明

を行った。オリエンテーション②時には行動指針について具体的に説明するとともに、誓約書に署名を求めた。オリエンテーション②実施時には、開始前に学生の体温を非接触型体温計で確認し、2週間の健康履歴、行動履歴を確認した。何名かの学生が、行動指針を遵守できていないことや体調不良が生じていたことが判明し、一人ひとり具体的に状況を聴取し、個別指導を実施した。聴取の結果 COVID-19 を疑われるような症状出現などはなかった。

基礎看護学実習Ⅰ、基礎看護学実習Ⅱにおいても、実習担当教員から同様の説明を行い準備を進めた。公衆衛生看護学実習では、実習担当教員から同様の説明を行った。養護実習は、本学免許・資格課と調整を行い教育実習の指針に基づいて事前指導を実施した。

#### ④領域間の情報共有

COVID-19 流行下で実習を行うためには、様々に生じると思われる出来事に対して迅速な対応が必要となることから、学生の体調不良、臨地実習施設からの連絡や通知等の情報を素早く全領域で共有することが求められた。臨地実習委員会が中心となり、メール上でのファイル共有（予めパスワードを設定）により情報共有を行うことを決定し、対応した。

#### (3) 科目別実習直前の変更への対応

秋学期の科目別実習を本当に実施できるか各実習施設との調整を進める中で、COVID-19 の第2波の流行もあり、いくつかの病院から実習中止や縮小の連絡が来た。結果として8月下旬には、領域によって、全学生の臨地での実習中止、1日の見学のみ可能、依頼施設の一部での実習期間の縮小や実習中止などがこの段階で判明しており、当初予定していた科目別実習スケジュールを大幅に変更する必要性が出てきた。そのため、臨地実習委員会にて科目別実習スケジュールの再編成を行った。

各領域において、施設での実習中止、実習縮小の状況であっても、学生が実習目的、目標を達成できるように実習内容を再検討し、準備を進めた。具体的には、紙面事例の準備、学内演習やシミュレーション、OSCE (Objective Structured Clinical Examination: 客観的臨床能力試験) の検討などである。上記に伴い、学内実習を行う領域、日数が大幅に増加し、三密を避けて学内実習を行うには既存の看護演習室だけでは運用できないことが判明した。必要とする教室の規模・数を集計し、教室確保を事務に依頼するとともに、確保

した教室を有効に活用するため、WEB上で運用でき、予算がかからず教室の予約管理が行える「りざぶ郎」(ルミックス・インターナショナル株式会社)を活用した(ルミックス・インターナショナル株式会社, 2010)。このシステムは登録データを第三者に譲渡・販売、マーケティング分析に利用したりすることはないと宣言している。

#### (4) 秋学期

本学部では、秋学期の臨地実習として、3年生が履修する科目別実習(10～3月)が行われる。その他、選択科目として保健師国家試験受験資格取得のための公衆衛生看護学実習Ⅱ(4年次)がある。

様々な準備、変更を行い、対策を検討したうえで科目別実習を開始した。11月下旬までは、学生の体調不良が一部生じたが、臨地実習施設と対応を検討しつつ、変更した予定通りに実習を遂行することができていた。しかし、冬に入り気温の低下とともに急激に新規陽性者数が増加するに伴い(結果として第3波)、臨地実習施設から実習中止・再開未定の通知が相次いで届くようになり、その都度対応を余儀なくされている。現状では、全学生が見学以外の臨地での実習中止となった領域や、グループによって、臨地での実習が予定通りできたグループ、一部臨地実習を行えたグループ、すべて学内対応となったグループが入り乱れる状況となっており、実習目的・目標の達成に苦慮するとともに、評価をどのように行うかの検討を要している。

基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱでは臨地での見学を検討し、一旦は見学を受け入れる施設が見つかり、準備を進めていた。基礎看護学実習Ⅰは、予定通り見学実習に向けて準備を進めているが、科目別実習と同様に基礎看護学実習Ⅱでは、臨地実習施設から実習中止の通知が届き、学内でのシミュレーションなどに変更となっている。

養護実習は文部科学省の通知に基づいて本学免許・資格課と調整し、9月下旬～11月下旬に実施した。公衆衛生看護学実習Ⅱは、事業所での実習(ⅡB:1単位)は予定通りの実習を行えたが、自治体での実習(ⅡA:2単位)は日数が削減されたため、保健関連施設での実習、学内演習、オンライン学習を加えて実施した。



## 10. おわりに

約1年にわたるCOVID-19の状況と本学における対応について時系列で振り返ってみたところ、状況に振り回されながらも学部が一丸となり、学生の教育水準を最大限保つよう努力を続けた姿が浮かび上がった。実習に向けて準備した内容や対応は、各病院施設が出している対応指針や、11月6日に公表された「臨地実習に必要な感染対策-準備編-」, 「臨地実習に必要な感染対策-実践編①-」の動画をみても(公益社団法人日本看護協会, 2020)内容を十分に網羅しており、申し分ないものであったと評価できる。しかし、実際に対応した結果としての評価は、現状では科目別実習が継続中であり、今後、科目・学年としての評価、各学年が進級する来年度の実習や演習・講義での学生のレディネス、さらには卒業後に就職した先での状況など長期にわたり包括的に行う必要がある。現状で感じていることは、学内実習では最大限工夫しても同じ目的・目標下では、臨地における実習で学ぶ深さや広がりレベルに到達することはほぼできないということである。いまだ流行抑制の兆しが見えない中、COVID-19流行下で学んだ学生を卒業後受け入れる病院施設等では、臨地実習での体験が少ない事を想定し、新人看護師研修の検討を行っていると聞いている。彼らが職業人人生で「コロナ世代」と悪い意味で言われ続けることがないように、教育を担う看護系大学、卒業後受け入れる病院施設が協力し、学生の教育水準を最大限保つ必要がある。さらに、COVID-19流行下の学生であったからこそ、学び到達することができる方法を革新していく必要がある。

## 引用参考文献

Centers for Disease and Control and Prevention (CDC) (2020a): The science of masking to control COVID-19, Retrieved from: <https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/downloads/science-of-masking-full.pdf>. (検索日: 2020 11.30)

Centers for Disease and Control and Prevention (CDC) (2020b): Scientific Brief: Community use of cloth masks to control the spread of SARS-CoV-2, Retrieved from: <https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/more/masking-science-sars-cov2.html>. (検索日: 2020 11.30)

同志社女子大学 (2020): 新型コロナウイルス感染症に

関する特設ページ, Retrieved from: [https://www.dwc.doshisha.ac.jp/current/info2020\\_efforts\\_covid19](https://www.dwc.doshisha.ac.jp/current/info2020_efforts_covid19). (検索日: 2020 12.2)

一般社団法人日本看護系大学協議会 (2020a): 新型コロナウイルス感染症の対応と情報提供, Retrieved from: <https://www.janpu.or.jp/virus-info/>. (検索日: 2020 12.7)

一般社団法人日本看護系大学協議会 (2020b): 【調査A】2020年度COVID-19に伴う看護学実習への影響調査結果, Retrieved from: [http://www.janpu.or.jp/wp/wp-content/uploads/2020/12/covid19\\_surveyAreport.pdf](http://www.janpu.or.jp/wp/wp-content/uploads/2020/12/covid19_surveyAreport.pdf). (検索日: 2020 12.14)

一般社団法人日本看護系大学協議会 (2020c): 【調査B】2020年度COVID-19に伴う看護学実習への影響調査結果(科目別), Retrieved from: [http://www.janpu.or.jp/wp/wp-content/uploads/2020/12/covid19\\_surveyBreport.pdf](http://www.janpu.or.jp/wp/wp-content/uploads/2020/12/covid19_surveyBreport.pdf). (検索日: 2020 12.7)

公益社団法人日本看護協会 (2020): 新型コロナウイルス感染症関連情報 看護教員の皆様へ, Retrieved from: [https://www.nurse.or.jp/nursing/practice/covid\\_19/faculty/index.html](https://www.nurse.or.jp/nursing/practice/covid_19/faculty/index.html). (検索日: 2020 12.8)

厚生労働科学研究費補助金(新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業)「新興・再興感染症のリスク評価と危機管理機能の実装のための研究」分担研究班 (2020): COVID-19急性呼吸不全への人工呼吸管理とECMO管理: 基本的考え方, 日本救急医学会雑誌, 31, 466-471.

厚生労働省 (2020a): 第9回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーボード資料, Retrieved from: [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00093.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00093.html). (検索日: 2020 11.30)

厚生労働省 (2020b): 政府の取り組み, Retrieved from: [https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/seifunotorikumi.html#h2\\_1](https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/seifunotorikumi.html#h2_1). (検索日: 2021 2.12)

厚生労働省 (2020c): 新型コロナワクチンについて, Retrieved from: [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine\\_00184.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html). (検索日: 2021 1.29)

厚生労働省 (2020d): 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う看護師等養成所における臨地実習の取扱い等について, Retrieved from: <https://www.mhlw.go.jp/content/000642611.pdf>. (検索日: 2020 12.7)

厚生労働省 (2020e): 新型コロナウイルス感染症について, Retrieved from: <https://www.mhlw.go.jp/>

- stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\_00001.html. (検索日: 2020 12.23)
- 文部科学省 (2020a): 全国一斉臨時休業関係 (2/28 ~ 春季休業前まで), Retrieved from: [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/mext\\_00006.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00006.html). (検索日: 2021 2.12)
- 文部科学省 (2020b): 令和 2 年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における教育活動の再開等について (通知), Retrieved from: [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/index\\_00007.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index_00007.html). (検索日: 2021 2.12)
- 文部科学省 (2020c): 平成 30 年度改正著作権法による「授業目的公衆送信保証金制度」の施行について (通知), Retrieved from: [https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/pdf/92223601\\_02.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/pdf/92223601_02.pdf). (検索日: 2020 12.3)
- 文部科学省 (2020d): 大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン, Retrieved from: [https://www.mext.go.jp/content/20200605-mxt\\_kouhou01-000004520\\_5.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200605-mxt_kouhou01-000004520_5.pdf). (検索日: 2020 12.7)
- 文部科学省 (2020e): 新型コロナウイルス感染症対策に関する大学等の対応状況について (令和 2 年 4 月 10 日時点), Retrieved from: [https://www.mext.go.jp/content/20200413-mxt\\_kouhou01-000004520\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200413-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf). (検索日: 2020 12.3)
- 文部科学省 (2020f): 新型コロナウイルス感染症対策に関する大学等の対応状況について (令和 2 年 4 月 23 日時点), Retrieved from: [https://www.mext.go.jp/content/20200424-mxt\\_kouhou01-000004520\\_10.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200424-mxt_kouhou01-000004520_10.pdf). (検索日: 2020 12.3)
- 文部科学省 (2020g): 新型コロナウイルス感染症対策に関する大学等の対応状況について (令和 2 年 5 月 12 日時点), Retrieved from: [https://www.mext.go.jp/content/20200513-mxt\\_kouhou01-000004520\\_3.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200513-mxt_kouhou01-000004520_3.pdf). (検索日: 2020 12.3)
- 文部科学省 (2020h): 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた大学等授業実施状況 (令和 2 年 5 月 20 日時点), Retrieved from: [https://www.mext.go.jp/content/20200527-mxt\\_kouhou01-000004520\\_3.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200527-mxt_kouhou01-000004520_3.pdf). (検索日: 2020 12.3)
- 文部科学省 (2020i): 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた大学等授業実施状況 (令和 2 年 6 月 1 日時点), Retrieved from: [https://www.mext.go.jp/content/20200605-mxt\\_kouhou01-000004520\\_6.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200605-mxt_kouhou01-000004520_6.pdf). (検索日: 2020 12.3)
- 文部科学省 (2020j): 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた大学等授業実施状況 (令和 2 年 7 月 1 日時点), Retrieved from: [https://www.mext.go.jp/content/20200717-mxt\\_kouhou01-000004520\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200717-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf). (検索日: 2020 12.3)
- 文部科学省 (2020k): 大学等における後期授業の実施方針の調査について (令和 2 年 9 月 15 日), Retrieved from: [https://www.mext.go.jp/content/20200915-mxt\\_kouhou01-000004520\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200915-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf). (検索日: 2020 12.3)
- 文部科学省, 厚生労働省 (2020a): 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等各学校、養成所及び養成施設等の対応について, Retrieved from: <https://www.mhlw.go.jp/content/000603666.pdf>. (検索日: 2020 12.7)
- 文部科学省, 厚生労働省 (2020b): 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等各学校、養成所及び養成施設等の対応について, Retrieved from: <https://www.mhlw.go.jp/content/000636112.pdf>. (検索日: 2020b 12.7)
- 内閣官房 (2020): 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の実施状況に関する報告, Retrieved from: [https://corona.go.jp/news/pdf/kinkyujitaisengen\\_houkoku0604.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/kinkyujitaisengen_houkoku0604.pdf). (検索日: 2020 11.30)
- 内閣官房 (2021): 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言, Retrieved from: [https://corona.go.jp/news/pdf/kinkyujitaisengen\\_houkoku\\_20210107.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/kinkyujitaisengen_houkoku_20210107.pdf). (検索日: 2021 1.28)
- 内閣総理大臣 (2020): 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令をここに公布する, 官報 (号外得第 4 号), Retrieved from: <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000589748.pdf>. (検索日: 2020 11.27)
- NHK (2020): 特設サイト新型コロナウイルス, Retrieved from: <https://www3.nhk.or.jp/news/special/coronavirus>. (検索日: 2020 12.23)
- NIID 国立感染症研究所 (2020a): コロナウイルスとは, Retrieved from: <https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/9303-coronavirus.html>. (検索日: 2020 11.27)
- NIID 国立感染症研究所 (2020b): 中国武漢市からのチャーター便帰国者について: 新型コロナウイルスの検査結果と転帰 (第四報: 第 4、5 便について) および第 1 ~ 5 便帰国者のまとめ, Retrieved

- from: <https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2488-idsc/iasr-news/9557-483p04.html>. (検索日: 2020 11.27)
- NIID 国立感染症研究所 (2020c): ダイヤモンド・プリ  
ンセス号新型コロナウイルス感染症事例における事  
例発生初期の疫学, Retrieved from: <https://www.niid.go.jp/niid/ja/typhi-m/iasr-reference/2523-related-articles/related-articles-485/9755-485r02.html>. (検索日: 2020 11.27)
- ルミックス・インターナショナル株式会社 (2020): り  
ざぶ郎, Retrieved from: <https://www.r326.com/>.  
(検索日: 2020 12.23)
- 斎藤 翔, 浅井 雄介, 松永 展明他 (2020): メディア勉  
強会 COVID-19 レジストリ 研究解析結果,  
Retrieved from: <https://covid-registry.ncgm.go.jp/>. (検索日: 2020 11.30)
- 診療の手引き検討委員会 (2020): 新型コロナウイルス  
感染症 COVID-19 診療の手引き, 第 4.1 版,  
Retrieved from: <https://www.mhlw.go.jp/content/000712473.pdf>. (検索日: 2021 2.15)
- 鈴木 基 (2020): COVID-19 の致命率と重症化リスク  
因子について, Retrieved from: <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000662183.pdf>.  
(検索日: 2020 11.27)
- 高橋 良幸 (2020): 看護学実習ガイドランおよび新型  
コロナウイルス感染症の発生に伴う学校養成所の運  
営に関する取扱い, Retrieved from: [https://www.janpu.or.jp/mext\\_mhlw\\_info/](https://www.janpu.or.jp/mext_mhlw_info/). (検索日: 2020  
11.27)
- WHO (2020a): WHO Statement Regarding Cluster  
of Pneumonia Cases in Wuhan, China, Retrieved  
from: <https://www.who.int/china/news/detail/09-01-2020-who-statement-regarding-cluster-of-pneumonia-cases-in-wuhan-china>. (検索日:  
2020 11.27)
- WHO (2020b): Naming the coronavirus disease  
(COVID-19) and the virus that causes it,  
Retrieved from: [https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019/technical-guidance/naming-the-coronavirus-disease-\(covid-2019\)-and-the-virus-that-causes-it](https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019/technical-guidance/naming-the-coronavirus-disease-(covid-2019)-and-the-virus-that-causes-it). (検索日: 2020 11.27)
- WHO (2020c): WHO Director-General's opening  
remarks at the media briefing on COVID-19 -  
11 March 2020, Retrieved from: <https://www.who.int/director-general/speeches/detail/who-director-general-s-opening-remarks-at-the-media-briefing-on-covid-19---11-march-2020>. (検  
索日: 2020 11.27)



## 【資料 1】

2020年8月31日  
同志社女子大学看護学部

## 新型コロナウイルスに関する看護学部の行動方針について

## 1. 行動原則について

政府が公表する「新しい生活様式」を参照し、感染リスクをできるだけ排除して行動する。具体的には、実習開始2週間前から実習終了後まで、正しい手洗い・うがい、咳エチケット、マスクの着用を行い、3つの密（密閉・密集・密接）を避けるよう行動する。

## 2. 人の集まる場に行くことについて

- ・感染が流行している地域への移動は控える。
- ・感染予防策を行っていない店舗・会場には入らない。
- ・不特定の人が多数集まる場に行くことは原則禁止とする（例えば、スポーツジムやイベントへの参加など）。
- ・同居家族以外でのアルコールを伴う食事会等は原則禁止とする。また、アルコールが伴わない場合でも、同居家族以外が複数名（5名以上）集まる食事会等は自宅内外問わず原則禁止とする。

## 3. 旅行について

- ・海外旅行は禁止とする。
- ・実習開始2週間前から実習終了までの国内旅行は原則禁止とする。やむを得ない理由（年末年始の帰省や冠婚葬祭等）がある場合は、担当教員に申し出る。やむを得ない理由がある場合でも、感染が流行している地域へ行く場合は、感染予防行動を徹底し、3密の状態にならないよう十分注意する。

## 4. アルバイトについて

- ・アルバイトは実習開始2週間前から実習終了まで、原則禁止とする。ただし、経済的理由によりアルバイトを行う必要がある場合は、担当教員に申し出る。

## 5. 健康管理について

- ・食事や睡眠を含む自身の健康管理を普段よりさらに意識的に行う。
- ・健康記録票を用いて健康管理を行う。健康記録票の記載は、事前オリエンテーションおよび実習開始2週間前から実習終了後2週間まで毎日行い、実習期間中は実習場所に持参する。
- ・朝、自宅を出る前に、体温測定と自覚症状の確認を行い健康記録票に記載する。
- ・行動記録票に自身の行動を記載する。行動記録票は、事前オリエンテーションおよび実習開始2週間前から実習終了日まで、自宅から外出した際は15分以上滞在した場所を記載し、実習

場所に持参する。

## 6. 実習中の対応について

- ・体温が37.0度以上の場合は、担当教員に連絡をする。体温が37.0度未満であったとしても、嗅覚異常や味覚異常、咽頭痛、咳嗽など新型コロナウイルス感染症を疑う自覚症状がある場合は、担当教員に連絡し、教員の指示に従う。担当教員は、実習科目責任者に報告する。実習科目責任者は、学生の平熱や他の症状を勘案し、総合的に判断を行い、必要に応じて、帰国者・接触者相談センターへの問い合わせや病院受診を学生に指示する。
- ・学生や家族など濃厚接触の可能性がある者が、新型コロナウイルスの感染を疑われる場合は、状況を教員に連絡し、PCR検査結果待ちの場合は自宅待機とする。軽微な症状で医師の診察を受けていない場合や医師の判断により様子観察中の場合などは、実習科目責任者が総合的に判断し、学生に指示をする。
- ・実習施設に入る前に、教員が皮膚赤外線体温計を用いて学生の検温を行う。37.0度を超えていないこと、自覚症状がないことを確認したうえで、実習施設に入る。
- ・体調不良や炎症症状、その他の感染症が疑われる場合であっても、担当教員に連絡し、教員の指示に従う。担当教員は、実習科目責任者に報告する。
- ・実習施設により本行動指針と対応が異なる場合は、実習施設と調整を行った上で、実習施設の指示に従う。

## 7. 実習終了後の体調不良時の対応について

- ・実習終了後2週間までは、健康記録票を用いて健康管理を行い、発熱や感冒症状、嗅覚異常や味覚異常などの症状が見られた場合は、終了した実習の担当教員に状況を報告する。担当教員は、実習科目責任者に報告する。実習科目責任者は、学生の平熱や他の症状を勘案し、総合的に判断する。

## 8. 通学時の行動について

- ・マスクを着用して行動する。通学時に使用したマスクは実習場所では使用せず、ビニール袋などにに入れて他を汚染させないようにする。
- ・手指衛生を徹底する。手すり、つり革など触った後は、手洗いやアルコール消毒を必ず実施する。

## 9. 実習場所での行動について

- ・更衣室などが密集しやすい場所では、会話を控える。
- ・実習中は、常時マスクを着用する（昼食時は除く）。
- ・手指衛生を徹底する。実習場所に着いた時、ケア前後、食事前、トイレの後、実習場所を出るとき、その他必要と判断される時に、手洗いやアルコール消毒を必ず実施する。
- ・消毒用アルコールを常に携帯する。
- ・昼食時は、可能な限り対面を避ける。また、会話を控える。

- ・必要時、実習時間中も検温を行い、健康管理を行う。
- ・実習で用いた共有物品（テーブル、椅子、ドアノブ、照明のスイッチなど）は、食後と帰宅前にアルコール入り消毒剤を用いて消毒する。

10. 本学学生に新型コロナウイルス感染症が発症した場合の対応について

- ・新型コロナウイルス陽性となった場合、速やかに担当教員に報告する。担当教員は、実習科目責任者に報告する。実習科目責任者は、実習施設と大学に報告を行う。
- ・本学学生に新型コロナウイルス陽性者が出た場合、学校保健安全法第19条に基づき、陽性者の実習はただちに中止する。
- ・濃厚接触が疑われる学生についても、自宅待機とする。
- ・新型コロナウイルスが陽性となり、回復後に陰性となった後の対応に関しては、別途指示する。

11. 誓約書の提出について

- ・学生は、自身の健康管理を行うこと、感染予防行動を十分に行うこと、新型コロナウイルスに感染した場合は、速やかに申し出ることなどを記載した大学作成の誓約書を提出してから、実習を行う。実習施設が作成した誓約書がある場合は、その書式を用いる。

12. その他

本行動指針は、2020年8月27日現在のものである。今後の感染状況や政府の方針等に応じて、行動指針を修正する。

参考資料

- 1) 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症について  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html) (2020年7月15日確認)
- 2) 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/seitunotorikumi.html#h2\\_1](https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/seitunotorikumi.html#h2_1) (2020年7月15日確認)
- 3) 大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインについて (周知)  
[20200603-mxt\\_kouhou01-000004520\\_2.pdf](https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/seitunotorikumi.html#h2_1) (2020年7月15日確認)

【資料2】

### 健康記録票 ( 月 )

学籍番号 ( ) 氏名 ( ) 平熱 ( °C )

日付(曜)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)
体温	朝( : )	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C
	昼( : )	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C
	夕( : )	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C
咳嗽	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
息切れ	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
痰	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
咽頭痛	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
鼻水・鼻閉	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
頭痛	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
関節・筋肉痛	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
悪寒	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
下痢	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
嘔吐	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
倦怠感	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
味覚異常	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
嗅覚異常	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
その他*1														
同居人の症状	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有

\*1 項目にないが気になる症状がある場合や、月経周期などで平熱が変動している場合など記載する。

同志社女子大学看護学部

### 行動記録票

※行先欄は、15分以上滞在した場所をその行動も含め記載して下さい。

学籍番号 ( ) 氏名 ( )

No.	日付(曜)	時間	出発地	行先	移動方法	同行者 (有の場合は間柄を記入)	特記事項 (同行者名など)
例	9/24(木)	8:30~9:00	自宅	同志社女子大学	電車	無・有 友人1名	佐藤さん
	9/24(木)	17:30~17:50	大学	〇〇カフェ(食事)	電車	無・有 友人2名	佐藤さん、田中さん
	9/24(木)	18:50~19:20	〇〇カフェ	自宅	電車	無・有 友人2名	佐藤さん、田中さん
1	/ ( )	~				無・有	
2	/ ( )	~				無・有	
3	/ ( )	~				無・有	
4	/ ( )	~				無・有	
5	/ ( )	~				無・有	
6	/ ( )	~				無・有	
7	/ ( )	~				無・有	
8	/ ( )	~				無・有	
9	/ ( )	~				無・有	
10	/ ( )	~				無・有	
11	/ ( )	~				無・有	
12	/ ( )	~				無・有	
13	/ ( )	~				無・有	
14	/ ( )	~				無・有	
15	/ ( )	~				無・有	

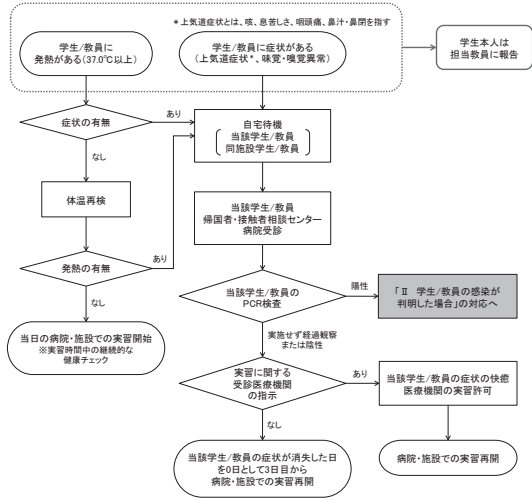
同志社女子大学看護学部



【資料 3】

新型コロナウイルス感染症 感染拡大防止のためのフローチャート

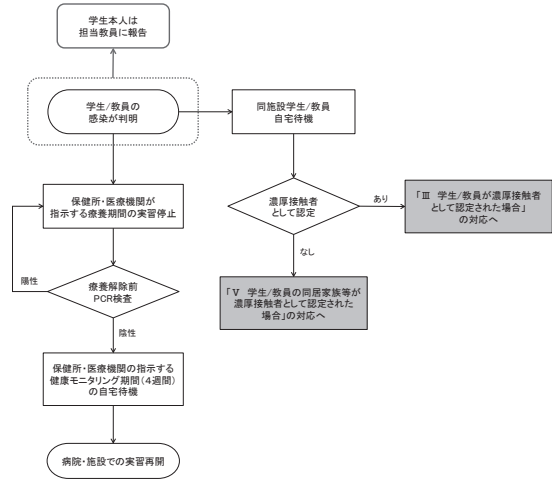
I 学生/教員に発熱、症状がみられる場合



自宅待機中は、当該領域の判断により、発熱・症状等の健康状態に応じて自宅での遠隔実習・学内実習または欠席とする。

新型コロナウイルス感染症 感染拡大防止のためのフローチャート

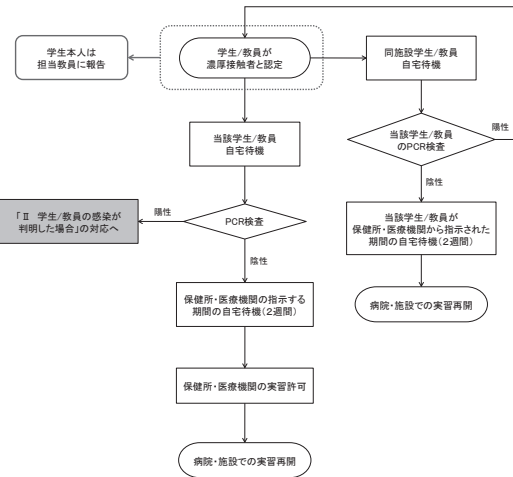
II 学生/教員の感染が判明した場合



自宅待機中は、当該領域の判断により、発熱・症状等の健康状態に応じて自宅での遠隔実習・学内実習または欠席とする。

新型コロナウイルス感染症 感染拡大防止のためのフローチャート

III 学生/教員が濃厚接触者と認定された場合

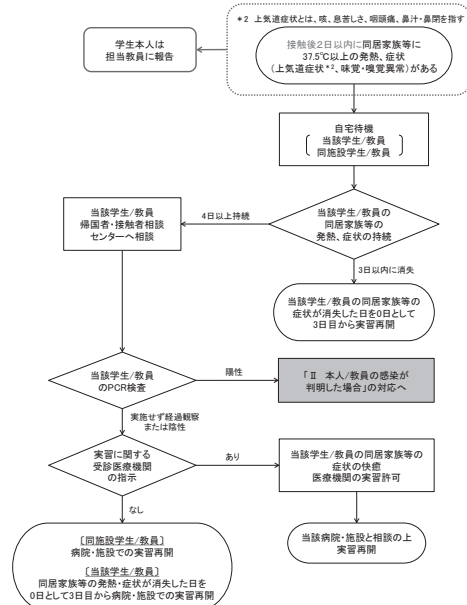


自宅待機中は、当該領域の判断により、発熱・症状等の健康状態に応じて自宅での遠隔実習・学内実習または欠席とする。

新型コロナウイルス感染症 感染拡大防止のためのフローチャート

IV 学生/教員の同居家族等\*1)に発熱、症状がみられる場合

\*1 同居家族等とは、同居家族および1m以内の距離で15分以上接触した友人、恋人、同居以外の家族、等を指す

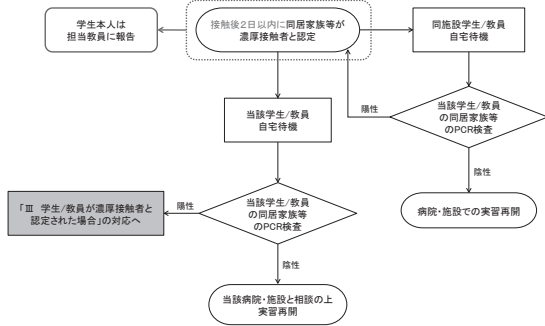


自宅待機中は、当該領域の判断により、発熱・症状等の健康状態に応じて自宅での遠隔実習・学内実習または欠席とする。

新型コロナウイルス感染症 感染拡大防止のためのフローチャート

V 学生/教員の同居家族等\*1が濃厚接触者と認定された場合

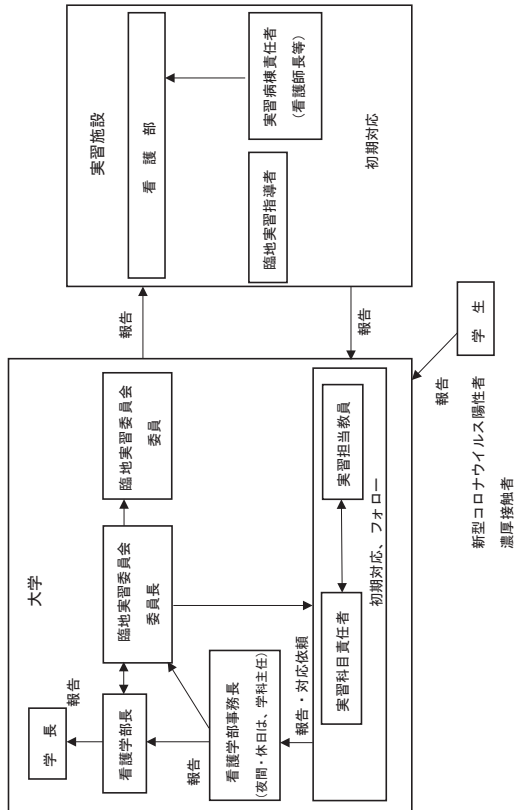
\*1 同居家族等とは、同居家族および1m以内の距離で15分以上接触した友人、恋人、同居以外の家族、等を指す



自宅待機中は、当該領域の判断により、発熱・症状等の健康状態に応じて自宅での遠隔実習・学内実習または欠席とする。

【資料4】

実地実習 新型コロナウイルス陽性者・濃厚接触者発生時の連絡体制



\* 教員は、一次報告（口頭）の後、その後の経過を書面で報告する。